

◆新減価償却制度の改正ポイント

新減価償却制度の概要

◇新減価償却制度

- ・廃止 → 償却可能限度額(95%)、残存価格(10%)

◇新制度の定額法

- ・取得価格から残存価格を控除しない ・備忘価格1円まで償却可能

◇新制度の定率法

- ・定額法の償却率を250%した償却率の適用(右図参照) ・備忘価格1円まで償却可能

年	定額法	定率法	新定率法
2	0.500	0.684	1.000
3	0.333	0.536	0.833
4	0.250	0.438	0.625
5	0.200	0.369	0.500
6	0.166	0.319	0.417
7	0.142	0.280	0.357
8	0.125	0.250	0.313
9	0.111	0.226	0.278
10	0.100	0.206	0.250

既存の減価償却資産

- ・これまでの減価償却方法(旧定額法、旧定率法)を継続して適用
- ・償却可能限度額(95%)まで償却し、到達後は以後5年で1円まで均等償却

減価償却制度の適用

- ・平成19年4月1日以降に取得若しくは、事業に用に供した減価償却資産 ← 新減価償却制度
- ・平成19年3月31日以前に取得し、事業の用に供した減価償却資産 ← 旧減価償却制度

資本的支出の対応

<原則>平成19年4月1日以降の資本的支出 → 新規に固有の資産を取得したものと処理

<特例>◇平成19年3月31日以前に取得した資産の平成19年4月1日以降の資本的支出

→ 既存の減価償却方法で合算して償却できる。

◇新規に取得した償却資産に新定率法を適用し、その資産の資本的支出に新定率法を適用した場合

→ 翌事業年度開始時に合計額を新規に取得した資産として償却できる。

◇事業年度内に複数回資本的支出を行い、定率法を適用し、旧減価償却資産と合計する特例を受けない場合

→ 翌事業年度開始時に、種類及び対応年数が同じであれば合計額を取得価格とする1つの資産を新たに取得したものとできる。

減価償却に関する監査上の取扱い

・平成19年4月25日付けで、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告書第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」が公表される。

・旧償却方法から新償却方法に変更する際の会計方針の変更(下図参照)に該当する。特に下記のことを注意。

◇新規で取得した資産については旧定額法(旧定額法)から新定率法(新定率法)に変更した場合、法令等の改正に伴う変更に準じた会計方針の変更

◇他方、既存資産の減価償却方法は改正前の償却方法がそのまま継続されるため、償却方法の変更は法令等の改正に伴う変更に準じた会計方針の変更

旧償却法	資産状況	変更後償却法			
		旧定額法	新定額法	旧定率法	新定率法
旧定額法	新規取得	—	類似の方法 法令等の改正に伴う変更 に準じた会計方針の変更	会計方針の変更 変更理由の合理性 (適時性等)に留意	会計方針の変更 変更理由の合理性 (適時性等)に留意
	既存資産	—	会計方針の変更 変更理由の合理性 (適時性等)に留意		
旧定率法	新規取得	会計方針の変更 変更理由の合理性 (適時性等)に留意	会計方針の変更 変更理由の合理性 (適時性等)に留意	—	類似の方法 法令等の改正に伴う変更 に準じた会計方針の変更
	既存資産				会計方針の変更 変更理由の合理性 (適時性等)に留意